

建設企業常任委員会会議録

平成23年1月21日

北 見 市 議 会

午前 9時58分 開 議

○(河野委員長) ただいまから建設企業常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(辻 局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は6名であります。松谷委員は、所用のため遅参される旨届け出がありました。

以上であります。

○(河野委員長) 暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

午前 9時59分 再 開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、平成22年第4回定例会におきまして、当委員会に付託されました議案第10号北見市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案につきましては、本日議長より正副委員長に対しまして、理事者より議案の一部について訂正したい旨の申し入れがあり、第1回臨時会において訂正が許可される予定であるため、このことを考慮した上でご審議いただきたいとの申し入れがあったところであります。訂正箇所につきましては、委員会資料3ページ目の別表第1に示されております。既にご承知かと思いますが、この訂正を前提に本日の説明を受けられますようお願いを申し上げます。

また、本日は付託後最初の委員会でありますので、理事者から提出されております資料に基づき説明を求めるとども、実質審議につきましては次回以降の委員会で行うこととしたいと考えておりますが、このような取り進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) それでは、そのように進めさせていただきます。

理事者の説明を求めます。

○(井南部長) おはようございます。それでは、

昨年の第4回定例会に提案させていただきました議案第10号北見市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてでございますが、提案いたしました条例中の記載に誤りがありましたことから、先般議長に議案の訂正を申し入れたところでございます。本日は議会の承認前でありますので、見え消した資料でご審議いただけるようお願いを申し上げたいと思います。今後はこのようなことがないように万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお取り計らいを願います。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

○(松本課長) それでは、提案させていただいてます議案第10号北見市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてですが、まず訂正箇所について、委員会資料3ページをお開き願います。中段に別表第1(第4条関係)がございます。この表の左の欄の上から2段目にあります住居地域の記載を正しく住居地区と訂正をお願いします。本日は見え消し訂正の資料を提出させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。どうも申しわけございませんでした。

それでは、補足説明をさせていただきます。議案書では23ページから31ページでございますが、委員会資料に基づきご説明させていただきます。委員会資料1ページから4ページは、提案させていただいております条文で、5ページからは補足説明資料となっております。当条例は、特定用途制限地域における特定の建築物や工作物を制限する条例となっております。

まず、別表範囲についてですが、資料7ページをごらんください。この図は、現在都市計画で行っています土地利用計画の見直しのうち端野自治区に関するもので、当委員会でも何度かご審議いただいている計画です。青い枠内は準都市計画区域として北海道が指定を予定している区域になりまして、その内側にあります赤い枠の3色に塗られた地域が現在

北見市で決定作業を進めております特定用途制限地域となり、当条例の対象となる地域です。

続きまして、5ページをごらん願います。上段に今回の条例制定の根拠であります建築基準法第49条の2を記載いたしました。特定用途制限地域内で建築物等の用途制限を行う場合は、都市計画に即し、政令の基準に従って定めると記されております。

中段には、条例制定の基準となります政令を記載しております。第1項では、都市計画で定められた用途の概要に即し、合理的な制限とすること。第2項では、既存の建築物に対する制限の緩和の規定を定めること。第3項では、環境を害するおそれがない、または公益上やむを得ない場合に当該条例の適用を除外する許可の規定を定めるとされております。

ページの下段には、現在都市計画で進めております当該地域内における制限すべき建築物や工作物の用途概要の都市計画を記載しております。

続きまして、条例の主な内容について、1ページをごらん願います。第3条に適用区域の規定、第4条には建築物の用途を制限する規定と政令に基づく許可の規定となっております。また、第5条に政令に基づきます既存建築物に対する制限の緩和の規定、第6条には建築物の用途を変更する場合の規定、第7条には工作物の準用規定、第9条、第10条には罰則の規定を定めております。

次に、3ページの附則の1には施行日の規定があります。都市計画法に基づき端野特定用途制限地域の決定の告示日として、同日施行とすることとしております。また、附則の2には、今回端野自治区に準都市計画区域が指定されることによりまして、北見市建築基準法施行条例の一部をあわせて改正するものでございます。内容としましては、敷地内通路の規定や特殊建築物における敷地内の有効幅などの規定を端野準都市計画区域内にも適用しまして、優良な宅地の保全と供給を目的とするものです。

中段の表には建築物、4ページの別表には工作物の用途制限を記載しております。この表をわかりや

すく概要にしたものが6ページの一覧表となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○(河野委員長) 理事者の説明が了しましたので、本日はこの程度にとどめ、次回改めて審査を行うことにしたいと思います。

なお、資料の要求があれば、委員長または事務局まで申し出ていただきたいと思います。

○(中崎委員) 指摘なのですが、3ページの先ほど訂正のあった箇所2項でマージャン屋、ぱちんこ屋のぱちんこが平仮名表記なのだけでも、あとの記載は全部片仮名表記になっているのです。どちらかに統一したほうがいいのではないかと思いますので、指摘させていただきます。

○(河野委員長) という意見でございますので、理事者のほうで対応願います。よろしいですか。

○(井南部長) はい、わかりました。

○(河野委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部からの報告のうち、土地利用計画の見直しについてから高栄団地建替計画の見直しについてまでの都合3件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(井南部長) 続きまして、今回提出いたしました案件の主な点についてご説明申し上げます。

まず、土地利用計画の見直しについてでございますが、現在市ではことし3月に決定告示を予定する端野準都市計画区域指定などの土地利用計画の見直し作業を北海道とともに進めております。本日は、これまでの経過と今後の予定についてご報告させていただきます。

次に、建築基準法による容積率等の指定について

ですが、端野自治区に予定されております準都市計画区域におきまして、建築基準法に基づき建築物の規模や高さなどの制限を指定するものでございます。

次に、高栄団地建替計画の見直しについてですが、昨年度策定しました公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後予定する建替計画の見直しを行いましたので、その内容につきましてご報告をさせていただきます。

詳細はそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○（岡島課長） それでは、1番目の土地利用計画の見直しについてご説明を申し上げます。

委員会資料1ページをごらんください。土地利用計画の見直しでございますけれども、本案件につきましてはこれまで5回本委員会にご報告をさせていただいております。現在北見市と北海道が進めております北見、留辺蘂及び端野の各自治区の土地利用計画の見直しについて一覧表にし、スケジュールを記載しております。北見自治区、留辺蘂自治区の整備、開発及び保全の方針、北見自治区の区域区分の見直し、端野自治区の準都市計画区域については北海道が決定をする案件でございます。また、特定用途制限地域につきましては、北見市が決定をする案件でございます。さらに、この特定用途制限地域の都市計画に関連をいたしまして、建築条例の制定も必要となっております。前回12月の本委員会で土地利用計画の見直しについてご報告をさせていただきました以降、北海道や市内部の関係機関との調整も完了いたしまして、計画案が確定をしたことから、1月8日からきょう21日まで2週間にわたりまして計画案の縦覧を行っているものであります。その内容につきましては、前回までにご説明をいたしました方針案、区域案などについて変更はございません。

また、新たに準都市計画区域などの制度導入が予定をされております端野自治区の関係住民の皆様方に対しては、準都市計画区域、特定用途制限地域の区域を記載いたしました縦覧の案内文を郵送させて

いただきまして、都市計画案の内容周知に努めているところでございます。

今後の予定でございますが、来週25日に北見市都市計画審議会、2月7日に北海道都市計画審議会を開催いたしまして答申をいただき、本年3月に北海道と北見市が都市計画決定や変更の告示をする予定となっております。

補足説明は以上でございます。

○（松本課長） それでは、私から2、建築基準法による容積率等の指定についての補足説明を委員会資料に基づきさせていただきます。

委員会資料2ページをごらんください。今回建築基準法に基づき指定を予定しているものは、1、指定する事項の①から⑤の5つとなっております。指定する目的としましては、端野自治区におきまして田園環境と調和した市街地の形成を図り、土地利用の整序と良好な生活環境の保全を目的としまして準都市計画区域が指定される予定です。このことにあわせまして、住民の安全や安心及び快適性を確保するために建築物の規模の規制として容積率と建ぺい率を、また高さの制限としまして道路斜線と隣地斜線の制限を指定するものでございます。また、同じく予定されております特定用途制限地域に住居地区や沿道・業務地区及び流通・工業地区が決定されることに伴いまして、周囲の火災による火の粉が飛び火し、建築物の内部への延焼や周囲の建築物に延焼が拡大するのを防止する防火性能を確保するため、屋根の構造の制限を指定するものでございます。一般的には、屋根を不燃材でつくることがこれに該当いたします。

指定する範囲につきましては、資料4ページをごらんください。凡例の表をご参照願います。青い枠内の準都市計画区域に①から④の建ぺい率と容積率及び道路斜線と隣地斜線の制限を指定し、赤枠の特定用途制限地域に⑤の屋根の制限を指定するものでございます。

なお、この特定用途制限地域におきます建築物等

の制限を行う条例につきましては、現在議会に提案し、当委員会でご審議いただいているところでございます。

資料2ページに戻っていただきまして、中段の4、数値の指定についてですが、この区域が北見自治区の都市計画区域に隣接しており、準都市計画区域を指定し、現在の住環境の保全を目的としている地域であること、また現地調査の結果などを考慮した数値としております。下段には、参考イメージ図を記載しております。

また、資料3ページには、特定行政庁の北見市が指定を行う法令根拠を記載しております。この条文によりまして、5つの指定のうち①から④の指定につきましては当委員会でご審議いただいた後、北見市都市計画審議会の議を経まして指定したいと考えております。

また、施行日につきましては、準都市計画区域や特定用途制限地域の告示日とする予定でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○(因課長) それでは、高栄団地建替計画の見直しにつきましてご説明させていただきます。

委員会資料につきましては、5ページでございます。高栄団地につきましては、市営、道営混在の大規模団地で、平成11年度に市と道で策定しました高栄団地建替基本計画に基づき事業を実施しているところでございます。資料の左側、図1が現況図、図2が現在進めております建替基本計画配置図となっており、これまでに道営住宅72戸、市営住宅201戸の273戸の整備を終え、現在高栄C団地1号棟、2合棟の建設を行っております。今回の見直しにつきましては、平成21年度に策定を行いました公営住宅等長寿命化計画に基づくもので、オレンジ色の4階建て市営住宅を建てかえに方針転換したことから、太枠で囲った部分の計画の見直しを行ったところでございます。見直しに当たりましては、高栄団地建替基本計画での団地整備テーマ、太陽、人、緑とふれあい、集う団地を継承しつつ、敷地の有効利用や

周辺環境との調和を図り、入居者のスムーズな移転とコミュニティ形成が可能な型別等を考慮しながら計画を行っております。

右側、図3が建替基本計画配置図見直し案でございますが、まず水色の部分は昨年5月の本委員会でもご説明させていただきましたが、高栄団地の建てかえを推進し、高齢者や子育てに配慮した新たな道営住宅の建設が予定されております。現在北海道で基本設計を進めており、平成23年度中の工事着工に向け要望を行っているところでございます。また、市営住宅につきましては、地区ごとに大きく3つのブロックに分けており、A団地は敷地の高低差を活用し、周辺の戸建て住宅に配慮した低層住棟を配置し、E団地、F団地は景観に配慮しつつ土地の高度利用を図った中層住棟を配置しております。今後は、ブロックごとに基本設計を行いながら詳細の検討を行い、順次事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、建てかえ戸数につきましては、下表の左側に現行計画、右側に見直し案として表示しております。建てかえ後の全体戸数及び太枠で囲っております見直し部分の合計戸数に変わりはございませんが、見直し部分の市営住宅の建てかえ戸数が294戸、新たな道営住宅として100戸の計画を予定しております。なお、道営住宅につきましては、現在基本設計中であり、戸数は確定ではありませんが、合計戸数が変わらないよう市営住宅で調整を行ってまいります。

最後に、建てかえ事業の完了時期につきましては、今後の国の交付金及び市の財政状況により変わりますが、平成34年を予定しているところでございます。今後本計画の見直しについてのパンフレット等を作成し、入居者及び周辺住民への周知を図り、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上で高栄団地建替計画の見直しにつきましての説明を終わらせていただきます。

○（河野委員長） 説明が了しましたので、初めに土地利用計画の見直しについて質疑のある方は発言をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） それでは、続きまして建築基準法による容積率等の指定について質疑のある方は発言をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） 続きまして、高栄団地建替計画の見直しについて質疑のある方は発言をお願いします。よろしいですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で土地利用計画の見直しについてから高栄団地建替計画の見直しについてまでの都合3件の報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、道路維持管理体制の変更についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（井南部長） 続きまして、道路維持管理体制の変更についてでございますが、昨年2月26日の当委員会で報告をしております合併事務事業調整方針に基づき、端野自治区、常呂自治区、留辺蘂自治区の道路維持管理事業及び道路除雪関連事業の管理体制について検討してまいりましたが、その内容が固まりましたので、ご報告をさせていただきます。

詳細は担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○（加藤課長） それでは、4の道路維持管理体制の変更について、総合支所を代表し、補足説明させていただきます。

委員会資料6ページをお開きください。2行目、

項目1の端野、常呂、留辺蘂自治区における合併事務事業調整についてですが、道路維持管理及び道路除雪関連事業につきまして、ここに掲げている調整方針に基づき検討した結果、具体的調整内容として、両事業とも端野自治区、留辺蘂自治区は全面委託、常呂自治区は一部委託で平成23年4月から実施することとなっております。この調整内容につきましては、平成22年2月26日の建設企業常任委員会に既にご報告させていただいております。

次に、項目2の各自治区の現在と今後の委託業務体制につきまして一覧表にまとめてございます。現在北見自治区は両事業とも全面委託で実施しており、端野自治区、留辺蘂自治区は両事業とも委託と直営の両方式で実施しています。今後平成23年度から全面委託で実施いたします。常呂自治区は、両事業とも直営で行ってまいりましたが、平成23年度から直営と一部委託の両方式で実施いたします。

次に、委員会資料7ページをお開きください。項目3の各自治区の委託先概要でございます。北見自治区は、表に記載のとおりでございます。端野自治区は、組織名は仮称ですが、加盟組合員数5社で、平成23年3月までに設立すべく準備中でございます。常呂自治区は、常呂ロード保全協同組合、加盟組合員数4社で、平成21年10月に既に設立されております。留辺蘂自治区も組織名は仮称でございますが、加盟組合員数7社で、今年度末までに設立すべく準備中でございます。

次に、項目4の車両所有区分と台数の状況ですが、端野自治区は現在市所有が6台、業者所有が16台の22台体制ですが、来年度から市所有の6台が官貸車となりますので、同じく22台体制で実施いたします。常呂自治区は、市所有が8台で、来年度は一部委託部分を業者所有1台で実施しますので、9台体制となり、官貸車の予定はございません。留辺蘂自治区は、市所有が4台、業者所有が25台の29台体制ですが、来年度から市所有の4台を官貸車とし、同じく29台体制で実施いたします。

次に、項目5の職員体制でございますが、端野自治区は今年度両事業とも職員2名、再任用職員2名、臨時職員フルタイム1名の5名体制ですが、除雪時期の臨時職員冬季パートタイム7名を含めると12名の体制で実施しております。来年度は全面委託となるため、これら委託業務の指示、監督、技術指導及び道路、河川のパトロールや施設管理、維持補修の応急措置等に必要な職員及び再任用職員合わせて2名体制で実施いたします。常呂自治区は、記載のとおり今年度、来年度とも15名体制で実施いたします。留辺蘂自治区は、4名体制から来年度は全面委託となるため、端野自治区と同様の業務体制が必要なことから2名体制で実施いたします。今後端野自治区、留辺蘂自治区の全面委託化及び常呂自治区の一部委託化に向けて受託組合への指示、監督、技術指導及び連絡調整等を十分に行い、道路維持管理及び道路除雪関連事業が適切に実施できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、補足説明を了しますが、ご審議よろしくお願いたします。

○(河野委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言を願います。

○(松谷委員) 最後の職員体制なのですが、端野自治区、留辺蘂自治区それぞれ平成23年度から全面委託ということになるのですけれども、端野自治区ですと再任用職員も合わせて2名、それから留辺蘂自治区2名、この職員はいつまでここに担当職員として置いておくのか、その辺をお聞かせください。

○(河野委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き解き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(加藤課長) 今の松谷委員の職員体制であります。端野総合支所建設課、それと留辺蘂総合支所

建設課におきましては2名ということになっております。これにつきましては先ほどご説明させていただきました受託組合に対して指示、監督、技術指導の連絡調整といったものが委託をしても残っていくということでもありますので、今の段階ではそういった業務に必要な最小限の2名を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○(中崎委員) 常呂自治区で一部委託ということになっているのですが、委託業者の組合の設立も平成21年と早い状況で行われていて、そして中の様子を見ていくと、台数も9台にふえるのに職員の数は15名と変わらないということで、何が一部委託なのか内容がわからないのですが、その辺のご説明をお願いします。

○(白石総合支所長) 中崎委員からのご質問でございますが、一部委託後に職員体制の変更がないこと、あるいは委託会社の業務を行っている車1台を使って現行の車両に1台を加えるといった中で体制に変更がないことについてでございますが、これまで内部の職員で検討会議をつくっており、その検討の中で各自治区の業務の実態について、除雪業務、あるいは夏場の草刈りの業務について詰めてまいりました。そういった中で常呂自治区はずっと直営体制で、全車直営という形でやっております。車両1台当たりのこなしている業務量が他自治区の車両1台当たりの量よりも2倍から3倍近い業務をこなしてきていたといった実態がわかりました。そういった中で従前時間外の問題もいろいろ指摘をされてございましたので、この一部委託をすることによって一部距離等の緩和を図ること、それから車両1台の体制についても他との均衡を保つことといった観点から、当面平成23年度一部委託導入時においても変更をしないという判断をしたところでございます。

以上でございます。

○(中崎委員) 意味がわからないのだけれども、それは市の直営に問題があるのか、端的に常呂ロー

ド保全協同組合に問題があるのか、その辺ずばりどっちなのか教えてください。

○（白石総合支所長） はっきり申し上げますと、どちらに問題があったのかということですが、これまでの形態からしますと、職員1人当たりの業務が重くかぶさっていたと。あるいは車両1台当たりということにもなりますが、こなしている量が非常に重たいものがあったという状態でございます。その中身を適正化するというので、今回の一部委託導入ではそういうものをいじらないということでございます。したがって、新たな結成組合に一部委託をするわけでございますが、そのことによってトータルの緩和を図るという考え方でございます。

○（中崎委員） そもそもアウトソーシングの考え方が全然違っているような気がするのです。今の説明では、民の受け手がないから、これは私たちがやらないといけなくしか聞こえていないのです。それは、その地区で業者が育っていないということを行っているのか、そのアウトソーシングの考え方をもう一回きちんと教えてください。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時38分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（白石総合支所長） 中崎委員からご指摘のございました民間委託による目的の達成ということでございますが、この表の中では民間の活力を導入した中で1台の増車が行われていると、費用をかけるということであれば、単に費用をかけるだけでは本来の目的ではないのかということでご意見をいただいたわけですが、今長期的な除雪等道路保全業務の検討を行っているわけでございます。常呂地域においてはこれまですべて直営とい

う形でこの道路維持管理業務を行ってきております。これを一部委託も導入した中で段階的に委託効果の発揮できるような形に切りかえをしていこうと。初年度は、先ほど申し上げましたような、平準化を図るという意味で効果を発揮してございませんが、今関係職員ともさまざま協議してきた中で次の段階、あるいはその次に向けた段階ということで段階を追った効果を発揮できるように協議を進めてございます。それぞれ一部委託をした中身をしっかり検証しながら、所期の目的である委託効果を発揮できるようにということで、今は一部委託ということでございますが、最終的に北見市と同じように全面委託ができるように、合併調整方針に基づいた調整をしていこうと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。現時点では、初年度はそういった意味では職員の削減といった部分についてまだ発揮できない状態でございますが、次からの部分でそういう効果を発揮することになるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○（中崎委員） 今の説明では、要するに職員でできないという回答にしか聞こえないのですが、常呂ロード保全協同組合というものができていて、そして北見自治区の除雪の中にも今常呂自治区の業者が入ってきてやっている部分もあります。そういう意味では、きちんと適正な価格を算定して民間を育てていかないといけなくではないですか。自分たちの残業代を減らしたから、これは民活になっていきますという話ではなく、平成21年から立ち上がっている組合があるのだったら、そこをきちんと指導し、適正な価格をあなたたちが算定してやらなければ、いつまでたってもそんな割に合わない仕事をやられていけないという話だと思います。これは、組合とかそういう話ではなく、きちんとあなたたちの方針として民活でやっていけるような手だてを打っていないと進まないのではないですか。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(白石総合支所長) 中崎委員からご指摘でございますが、長期的なしっかりした方針を持ってこの委託問題について北見市同様のレベルに高めるためにやっていきなさいというご意見も含めてございました。これまでも内部的にはそういった考え方であり、まずは現在つくっている常呂自治区における組合においても北見市の受託実績もしっかりあるといった中で自信のほどを我々総合支所にも伝えられておりますし、当然職員との関係でもきちんとこれまでと同じようなことができるように連携してこの組合との関係も保っていかなくてはいけないといった段階の第一歩を今歩み出そうとしてございます。委員がご指摘の点を十分踏まえながら今後やっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○(中崎委員) 民間がそうやって自信を持ってやっていると言うのだったら、常呂地域の仕事をやらせてくれと言わないというのは、あなたたちの費用の算定が間違っているのではないですか。おかしくないか。北見市の仕事を受けたから自信を持ちましたと言っているのだったら、自分の地域の仕事を先頭に立って受けるはずなのに、常呂自治区は市の直営でないとやれませんというのは話が違うのではないか。だから、反対に言ったら、きちんとあなたたちが常呂自治区の除雪の単費はこれだけですよという適正な価格を算定していないから、こういう状況になっているのではないですか。

○(河野委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時48分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

理事者の答弁を求めます。

○(白石総合支所長) 中崎委員からのご質問でございますが、まず常呂地域におきましてはこれまで風ですとか吹きだまりの状況、海岸としての非常に特殊な気象条件もございまして、委託等が進んでこなかった歴史もございます。こういった特殊な状況も含めて一部委託を実施することによりまして、受託業者、組合がそれぞれ内陸部と違うようなことも十分経験をいただきながら、しっかり全面的なことも含めて受けられるようなノウハウを持っていただくといったことで、第一歩を平成23年度から実施するという判断をしてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○(井南部長) ただいまの常呂自治区の除雪体制でございますけれども、平成23年度から民間業者への一部委託の地区は、端野自治区側の地区を予定しておりますが、今後平成24年度、平成25年度の段階では民間委託部分を少しずつふやして民間のノウハウと、それから市が今まで持っていたノウハウを引き継ぎながら全面民間委託へ向けて進めてまいりたいと考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上です。

○(河野委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時51分 閉議
